

鳥取県屋外広告物条例等改正説明会のご案内

令和2年7月
鳥取県住まいまちづくり課

- 鳥取県屋外広告物条例（昭和37年鳥取県条例第31号）及び鳥取県屋外広告物条例施行規則（昭和37年鳥取県規則第50号）を令和2年6月に改正し、令和3年4月1日から広告物の所有者等に設置時及び定期的な安全点検を実施することを義務付けしました。
- 県内屋外広告業登録者及び有資格者向けに、条例及び規則の改正内容、新たに策定した鳥取県屋外広告物安全点検指針の説明を行います。
- 参加ご希望の方は以下の内容をご確認いただき、申し込みをお願いします。

※鳥取市及び倉吉市の区域については、それぞれ鳥取市屋外広告物条例、倉吉市屋外広告物条例が適用されます。

1 受講対象者

県内の登録屋外広告業者

点検有資格者（屋外広告士、建築士（一級・二級）、電気工事士（一種・二種）、電気主任技術者（一～三種）技能検定合格者（一級・二級広告美術仕上げ）、屋外広告物点検技能講習修了者）

2 日程・会場

以下の3会場で行いますので、ご希望の会場で申し込みください。

開催地	日時	会場	定員
中部	8月19日(水)13:30~	中部総合事務所 A棟2階 講堂 (倉吉市東巖城町2)	60名
西部	8月25日(火)13:30~	西部総合事務所 本館2階 講堂 (米子市糺町1丁目160)	80名
東部	9月2日(水)13:30~	県庁 本庁舎1階 講堂 (鳥取市東町1丁目220)	60名

3 スケジュール（予定）

※時間割は、変更になる場合があります

時間割	内容
13:00~	受付開始
13:30~13:35	開会挨拶
13:35~15:00	条例・規則の改正概要・点検にあたっての注意点等

4 申込方法

裏面の申込書に必要事項を記入し、①ファクシミリ、②郵送、③E-mailのいずれかの方法でご提出ください。

※E-mailで申し込みの場合は、件名を「屋外広告説明会申込」とし、必要事項を本文にご記入ください。

申込期限	令和2年7月31日(金)
問合せ・申込先	鳥取県庁生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課 〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 電話 0857-26-7363 ファクシミリ 0857-26-8113 E-mail sumaimachizukuri@pref.tottori.lg.jp

5 注意事項

- ・参加費は無料です。
- ・受付後、受講票などは送付しませんので御了承ください。
- ・県内の新型コロナウイルス感染症発生状況により延期になる場合があります。その場合は、申込書に記載いただいた連絡先にお知らせをする予定です。

鳥取県屋外広告物条例等改正説明会 申込書

(提出先) 鳥取県庁生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

ファクシミリ 0857-26-8113

E-mail sumaimachizukuri@pref.tottori.lg.jp

申込会場	中部 ・ 西部 ・ 東部 8月19日 8月25日 9月2日	※希望の会場に○をしてください
フリガナ 参加者氏名		
屋外広告業登録名 もしくは勤務先名		
連絡先	電話 :	
	FAX :	
	E-mail :	